

Title	三条西実隆筆古今集聞書について：古今伝授以前の実隆
Sub Title	
Author	石神, 秀美(Ishigami, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1983
Jtitle	三田國文 No.1 (1983. 1) ,p.33- 47
JaLC DOI	10.14991/002.19830100-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19830100-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19830100-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 三条西実隆筆古今集聞書について

——古今伝授以前の実隆——

石 神 秀 美

三条西実隆の古今学を主題とする場合、必然的にその師・宗祇、同門の高足・尚柏らが、あるいは古今伝授が問題となって来る。残念ながら実隆に於ては、古今伝授に際して筆録したのであろう古今集全体に及ぶ聞書の所在をきかない。同じく宗祇門の宗長が、『宗長手記』大永五年十一月廿日の条に「宗祇故人、此道執心浅からずして、諸家の師範となり、ことには、近衛殿下、三逍遙院殿堯空、唯受一人の御口伝とかや」と記しているところからすれば、祇注としては、近衛尚通の聞書とともに最も正統的だったとも考えられる。『実隆公記』文亀二年十二月一日の条に「予聞書悉焼失」とあるのを信じてよいなら、いく度かの火災に焼けてしまったものか。やゝ纏ったものとしては、書陵部蔵の仮名序・卷十・卷廿の聞書が纏に知られていたにすぎない。しかし、尚通や尚柏の、古今集全部に及ぶ聞書の転写本が残るので、これらと切紙と当時の記録を総合的に考慮するならば、宗祇の実隆への古今伝授の大体は一先ず闡明することが出来よう。勿論それは小論の目指すところではなく、こゝでの目的は主にはいわばその前史の考察である。書陵部の聞書と、新出の、それに深い関りを有する聞書との二資料を中心に、文

明十九年以後数次にわたる正式な伝授以前にも、実隆は宗祇の古今集講釈を聴聞していたらしいということの推定をこゝろみたわけである。その二資料は

- 1 古今集聞書（外題）宮内廳書陵部蔵三条西実隆写 一冊（頁51）
  - 2 「古今和歌集序等聞書」慶応義塾大学附屬研究所斯道文庫蔵（三条西実隆）写 一冊（頁101ト27 1）
- である。

掲出の順序とは逆だが、はじめに斯道文庫蔵『古今和歌集序等聞書』の紹介から論を起こしてゆこう。

その表紙は、後補淡香色蓮華唐草文表紙（二・七・四×十九・八cm）。外題なし。その本文は毎半葉十六行内外各行字数不等四二、三字内外。字面高さ約二三cm。内題を闕く。墨附全二三丁。伝三条西実隆写。主に漢字片仮名交り文をもって記されるその内容は、おもには仮名序・卷十物名・卷廿大歌所御歌等の注であるが、一丁裏から本文がはじまり、半葉分は先ず仮名序講釈に於ける不審の語句の説

明、例えば

人丸カ歌 チルハ雪チラスハ雲トミユルカナヨシ野ノ山ノ花ノヨ

ソメハ

無<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>雑

天ヨリ下テユツノ木ニスミタマフ天照大<sup>□</sup>使也<sup>(9)</sup>

等であり、二丁から主たる注文に入つて、日附入りの仮名序注(八丁裏)・卷十注(十一丁裏)次いで日附を欠くいわゆる「奈良十代の事」注(十二丁表十四丁表二行目)・卷廿注(十五丁表十九丁表八行目)、ごく部分的な墨滅歌注と、この集の全般にわたる増補、さらに奥書、真名序冒頭等(二二丁裏初行)、最後にほゞ一葉分の真名序注(二二丁表二三丁表初行)と続いている。

日附とは、「文明六年中夏 廿」「同廿一日」「廿三日」「同廿四日」「同廿七日」である。仮名序講釈には、廿日・廿一日・廿三日の三日間をかけ、物名の三分の二程を廿四日に、のこりを廿七日に講じたものの如くみえる。あるいは分量的に考えて廿七日に奈良十代の事をも講じたか。

とところでその奥書に曰く

写本ニハ写海標押之

嘉曆三年二月三日以家説授行乘了

大納言家御奥書若紛失之時

為後証写置之者也 前大納言藤(花押)

と。実はこの奥書は、所掲の本の筆録者の附加した書写奥書でもなければ、講述者の与えた伝授奥書でもない。二条為世とその弟法印定為が、門弟行乘へ講じた古今集講釈の聞書『古今六卷抄』の、原伝授奥書なのである。従つて「前大納言藤」は為世を示す。所掲の聞書の日附を欠く部分のうち、卷廿注以下奥書までは『古今六卷抄』を忠実に書写したものと考えられる。

総じてこの聞書と、『六卷抄』をつき合わせて仔細に比べてゆくならば、仮名序・物名の部に於てもそれに依拠していることは明白であるといえる。同時に物名注の日附「同廿四日」の下に、「六(巻)□定為法印説之」という添え書きもある。つまり講述者は、仮名序・物名については自説をも交え、説話をより豊かに挿みなどしながら講じ、卷廿以下奥書までは自らの所持する拠りどころを貸し与えて写さしめたというようなおもむきである。

そうしてその説くところは、どちらかといえば古今修学の途次にある若年の聴聞者を対象としているかの如く考えられる。また、後の正式な古今伝授からするなら、形態はかなり変則的といわなくてはならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、はじめからないように思われる。いくつかの例を示そう。先ず初学向けと見られる根拠として、故実を説いて詳しい序注の冒頭(イ)を、次に序と物名の注から『六卷抄』によるところの多い、つまり字句上の酷似があつて一見してそれと分かる部分を引き、『六卷抄』と対置しておく(ロ)(ハ)―。なお『六卷抄』は、以下すべて片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題 三』に翻刻されている本文によつた。

#### (イ) 序冒頭

序ト申スハ奥ニアル事ヲ始ニシラスル也哥ニハ序タテマ<sup>□</sup>ト云テ野ノ行幸ニテモ川ノ行幸ニテモアル会ノアル時ニ一首懐紙アル時ニ其内ノ座上ノ上客大臣家ノ人序ヲノタテマツル也紙一枚ノ物也真名也 滋行カ序ノ如キハ仮名テアリシ也勅撰奏覽ノ之時ハ目錄ト序ト奉ル也其後ニ卷頭ヲ奉テ後ニ春部ヲ進ル也(掲出本2)

(ロ) 序「手習ふ人の始にもしける」

手習ヲ人ノ始ニト云ハイロハノ奥ニ此二首ヲ書クナリ 源氏若紫  
卷ニミヘノタリ

源氏ハ古今ノ後ナレトモ古ヨリ。ナラヒ見ヘ侍ラン 詩正義詩  
者論功頌徳之歌者止ノ妨邪之調也 難波津論功德安積山ハ防  
僻邪也故曰父母也 (掲出本2)

……詩正義曰、詩、者論功頌徳之言、歌、止僻防邪之訓云々。  
○てならふ人のはじめ イロハノオクニ此歌トモヲ書歟。源氏ワ  
カ紫ノ卷ニ、六条院千時中将北山ヨリカヘリテ又ノ日、アマウヘ  
ノモトヘツカハサル、御フミノ中ニ、チイサクヒキムスビテ紫  
ノウヘニ

面影は身をもはなれず山桜こゝろのかぎりとめてこしかど  
トアル御返事、イカキコエントオボシワヅラフ。ユクテノ御  
コトハナヲザリニモ思タマヘナサレシヲ、フリハヘサセ給ヘル  
ニ、キコエサセンカタナク、マダナニハツヲダニ、ハカハシ  
ウツマケハベラザメレバ、カヒナクナン。サテモ、

嵐ふくおのへのさくらちらぬまを心とめける程のはかなさ  
イトマウシロメタウトアリ。又六条院ヨリ、カノ御ハナチガキ  
ナン、ナヲ見タマヘマホシキトテ

あさか山あさくも人をおもはぬになどやまの井のかけはなる  
らん

トイヘリ。ナニハツヲダニハカハシシウツマケ侍ラザメレバト  
モ云、又ソノ御ハナチカキナヲ見タマヘマホシキトテ、あさか  
山あさくもと侍レバ、手ナラフ人ノハジメニ、彼二首ヲナラフ  
事ニヤト見エタリ。源氏ハ古今ノ後ナレドモ、イニシヘヨリノ  
習ナル歟。仰云、此義有興事也。

(裏書) ○故ニナニハツノ歌ハ論功頌徳スルミナモト也。アサカ山  
ノコトバハ止僻防邪モトナレバ、二ノ徳ヲ顯ス。故ニ此二首ヲ  
歌ノ父母トイヘルナルベシ。(『六卷抄』)

(イ) 序「いまはふじの山も煙たゞず」  
今ハ富士ノ山モ コレハ思ノタエヌ事ヲ煙富士ノ煙トタトヘ我  
身ノフリヌル事ヲハナカラノ橋ニタクヘキツルニ煙モタエ橋モ  
ツクリツレハ其タクヒモナケレト富士ノ煙ハタノエスナカラノ橋  
ハフリヌトヨミヲキタル哥ヲミテ煙ヲモ猶身ノタクヒニ思ヒテノ  
心ヲナクサムト云ナルヘシ富士ノ煙ノ事不立ノ義タテ申説サマ  
カキヲ侍レト猶庭訓ハマサシク不立ノ義也……(掲出本2)

○いまは、ふじの山も煙たゞず、ながらのなしもつくるなりとき  
く人は、歌にのみぞ心をなぐさめける  
兼脚此義也  
或義ニハ、思ノタエヌ事ヲバ富士ノ煙ニタトヘ、身ノフリヌル  
事ヲバ長柄ノ橋ニタクヘキツルニ、煙モタ、ズ、橋モツクリツ  
レバ、ソノタグヒモナケレドモ、富士ノ煙ハタエズ、長柄ノ橋  
ハフリヌトヨミ置タル歌ヲ見テ、煙ヲモ橋ヲモ猶身ノタグヒニ  
思テ心ヲナグサムト云ト云義アレドモ当流ノ庭訓不然也。煙ノ  
不立ナリト云也。不立ト云タルハ、打キ、タルハ心ハヨケレド  
モ、当流ハ不立ノ義也。……(『六卷抄』)

(ニ) 物名  
キチカウ 俗ニハキキヤウト云也 哥ハ義ナシ (掲出本2)  
きちかうの花、桔梗也。(『六卷抄』)  
同 膳  
ウタン 俗ニハリンタウト云也……(掲出本2)

りうたむのはな、俗ニ龍騰ト云。(『六卷抄』)  
りうたむのはな、俗ニ龍騰ト云。(『六卷抄』)

このうち(㉒)は『古今集延五記』なども類似しているが、たゞ「俗ニ」というところは独自である。

ところで『六卷抄』には真名序注なく、その分量はこれに拠るところの多い東常縁講・宗祇筆録の『古今和歌集兩度聞書』に比較するとすくない。しかし、「本文」「本説」の説明にはむしろ詳しいところがあり、訓詁注釈的傾向はより強いといえよう。現存諸本は、堯孝を通じ、その弟子円雅が写し持っていたものを同門の東常縁が書写した常縁所持本に発するという。宗祇がこれを所持していたであろうことはほぼ疑いない。

さて所掲の斯道文庫の聞書が注目すべきなのは、仮名序・物名注に「文明六年中夏 廿□」以下数日の日附を有することであろう。これがもし、伝えられているように三条西実隆筆の写本であり、しかも実隆二十歳の文明六年に聴聞した古今集講釈の、自らの筆録にかゝる聞書であるとすれば、『実隆公記』同年の条々に記事を闕く、三・四・五・閏五・六・七月のうちの纔かに数日とはいえ、その闕を補う一資料とも看做し得ることになる。この聞書には、そも／＼所伝の書写者三条西実隆を示す奥書その他の明徴がない。けれども、実隆の筆跡であることについてはこれを比定する資料を、ほかにみいだすことが出来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集聞書』である。

## 二

宮内庁書陵部蔵『古今集聞書』<sup>(4)</sup>は、先ず表紙は黒色覆表紙(二六・九×二一・八cm)。左肩書題簽「古今集聞書」と。内題を闕く。本文は、每半葉十六行内外各行三六、七字乃至四十字にして不等。

漢字平仮名交りの注文は一字さげ、漢字片仮名交りの小注は、小字はゞ双行。所引の漢文には、まゝ返点・豎点・送仮名が附される。字面高さ約二・五cm。行間・上部余白に本文同筆及び後補別筆の小字書入がある。墨附全五二丁。

その奥書に曰く

永正十二年八月十一日晝夜写終 堯空<sup>(5)</sup>  
と。永正十二年(一五一五)は宗祇没の年文龜二年(一五〇二)より数えて十三年を隔てている。

内容は仮名序・卷十・卷廿の注であり、さらに末尾に、頼阿・兼好・慶運と並んで、為世門の和歌四天王といわれた淨弁による作者部類と、東家系図が附加される。その注の部分は、第一に、片桐氏が前掲『中世古今集注釈書解題 三』に最も優れた本文を持つとして翻刻された、近衛尚通書写系統の『兩度聞書』とほゞ同文の注文を先ずかゝげ、第二に宗祇の肖柏に対する古今集講釈の集大成たる『古今和歌集古聞』<sup>(6)</sup>を概ねそのまゝ写して増補し、第三に、小字の注文を添えるという構成をとる。そしてその小字の注が、斯道文庫の前掲『古今和歌集序等聞書』と、まさに一致しているのである。もっとも、あきらかな内容的重複・直接関りない説話的要素は省略されている場合もある。

比較的短い一例を示す。合点(原本にあり)を附された部分が「古聞」からの増補かとみとめられる。<sup>(6)</sup>尚小字の注文に於て( )によって補入したのは、斯道文庫の聞書に存し書陵部の聞書に省略される部分であり、両者字句の相違も傍に( )によって表す。(よって原本の体裁と小異あり)

とをき所もいてたつあしもとよりはしまりて年月をわたりたかき

山もふもとのちり／ひちよりなりてあま雲たなひくまでおひのはれることく／このうたもかくのことく／なるへし

居易座右銘

千里始足下高山起微塵と云心也此詩もかくのことくなるへしとは上にいへる人の心／をたねとすると云より花をめて鳥をうらやみ霞をあはれひ露をかなしふと云／まての心をいへり道のさかへひろまるたとへ也 一段也ちりいんちとよむ也塵土也／

廣も土也ちりは六塵之義也一氣をうけて人身となる心あり二神より人世にいたりて哥道ひろまれる心也最初よりおこるよしをいへり トヲキ所モヨリハ上ノ花鳥ノ露露ノツルモ証拠ヲ云也／チリヒヂ 塵ノホコリニタツ也 ヒタル土也 (居易座右銘曰千里始足下高山起微塵云々チリヒチトハ塵土也) 土ノハヒニ立ヲハ因幡ノ國ニハチリヒチト云チリイチト説へし

この書陵部『古今集聞書』の筆跡と、斯道文庫の聞書のそれとは、全く同一と認定し得るように思う。つまり掲出本2・斯道文庫蔵『古今和歌集序等聞書』は、所伝のように三条西実隆書写と断じて誤りないものと信ずる。

### 三

文明六年中夏の数日、この講筵を開いたのは誰なのか。直接の筆録者の検討をいまず措くとして、主に内容の面から、講述者を推定してみよう。

書陵部の聞書に於て、実隆が意図するのは、問題としてゐる小字の部分を一旦除外するなら、宗祇流の聞書の集成ということであろう。その場合、すこしの重複はさして氣にとめず、あまり省略はしないでそのまゝに書き写す方針らしい。前項引用文では充分にはわ

からないが、それにしても、「道のさかへひろまるたとへ也」と、

「哥道ひろまれる心也」は明白な重複といえる。例えば「このうたあめつちのひらけはしまりける時よりいできにけり」の一段についてはその方針がはっきり表われている。このあたり明応六年（一四九七）にはじまる近衛尚通に対する古今伝授と文明十三年（一四八一）にはじまる肖柏に対するそれとではいさゝか宗祇に手順のちが

いがあったらしく、肖柏の『古聞』が、仮名序本文の字句を細かく区切って釈するのに比して、尚通系統の『両度聞書』は、もっと大まかな区切り方である。実隆への伝授が尚通への伝授と全く同じものであったのか、それとも自らの聞書を焼いてしまった実隆が尚通所持の聞書を借りて写したものが、それは不明としなくてはならないが、この系統の聞書を最も重んずべきものと実隆が考えていたであろうことが掲出本1の形態からうかゞえる。そしてこれら二つをつき合わせて合成することは、文意をとって文章を書きかえるのであれば、なか／＼にむずかしそうなのである。そこで先ず尚通の聞書と同一本文を写し、次に『古聞』を写すことにしたのであろう。

かく別々の機会に於ける宗祇の講釈をほど省略なしに書写するのであるから、それに続く小字の片仮名交りの部分も同じく宗祇の講ずるところを筆録したものの写しであると一応考えたくなってくる。そして全体で、仮名序・巻十・巻廿の、祇注の集成を目指したものであろうと考えたい。その内容はことさら書きつける以上は異色の

ところも勿論なくてはならないが、『両度聞書』『古聞』に相当似かよっている。前項引用文に於て「居易座右銘」を引くのは、これも二条流に属す『古今集延五記』等が同様であり、必ずしもその証拠とならないので別に例をあげると、冒頭、第一項引用文に次いで

大和ハ日本ノ搦名也他流ノ搦義ニハ天竺ハ梵語唐土ハ漢字日本ハ倭字ヤマト、云ハ和字也也当流ハ日本ノ始ハ水ハヒイテ泥ハカリテアリシニ山カサシイテ、アルニ神スミタマフ其泥ハ山ノ<sup>(ハ)</sup>泥<sup>(ニ)</sup>ヨリ泥カカタマリタリ氷ノ礫ヨリコホル様ナリキサルホトニ山跡ト云也其時ノ草ハ草<sup>(ノ)</sup>カカリ也故ニ草ヲシキテ神ノイルホトニ草引ノ山ト云也 (掲出本<sup>(2)</sup>)

とあるところ尚通系の『両度聞書』には(抄出)

此国をやまといふ事は、伊弉諾、伊弉冊尊天くだり給ひて後も、国荒びてあし原のみなれば、水土いまだかはかずして、人はみな山にとまりて跡をしめしゆへに、此国をやまといふ。山のあとといふ心也。……又、大和歌といふ事、おほいにやはらくといふ心にて大和と書事あり。大は三国にをよほす義也。小に對する「大」にはあらず。いかむとなれば、天竺の梵字を漢字にうつし、それを仮名にやはらげたる心也。……しかれども、やまといふといふ事は山あど歌といふをおもてにすべし。……

のようになってゐる。『古聞』大略同じで、「やまとの説山迹の義を本とす」などある。こうしてみると、掲出本<sup>(2)</sup>・斯道文庫蔵『古今和歌集序等聞書』と、宗祇流の注釈との内容的な類似は明白であり、すくなくとも同系統の学脈にある人の講説たることは疑いを容れない。

そしてこのことは、この聞書に附録のように添えられた約一葉分の真名序の注に於て、よりあきらかにいうことが出来る。それは十一項にわたる部分的なものにすぎないが、内容は『両度聞書』(板本系にのみ真名序注あり)・『古聞』とほぼ一致してしかもより詳細な点がある。

大津皇子 天武天皇第三皇子 (掲出本<sup>(2)</sup>)  
大津の皇子とは天武第三の御子也 (板本『両度聞書』)

(統)  
□万葉集トイヘルハ今集ノ外ニ無敗世ニ不見事也統万葉ト云テ既ニ此名アル□ノアルニハアラシ只万葉集ヲソキテ先如此被ニ撰テ重テ同集ヲ部類ノ今集ト号スル者歟云々 (掲出本<sup>(2)</sup>)

統万葉集とは うちきゝとて先集に名を付る也かくてなを部類してくはしくえらひて後古今集といへり是皆代々集の習也 (板本『両度聞書』)

彦火<sup>ヒコノヒ</sup>ノ出見尊ノ兄火闌降命<sup>ヒナセリ</sup>弟尊<sup>ニ</sup>ハ山ノ幸ノ在兄命海幸在兄弟相ノ弓矢ノ心<sup>ココロ</sup>ミニ幸ヲカヘント思トテ是ヲカフ各ソノ幸ヲ得ス兄悔之則弟故ニ新鈎ヲ作テ<sup>ニ</sup>給ニウケ取給ハス其故鈎<sup>コト</sup>ヲハタリ給フ弟患ヘ玉テ海畔<sup>ウミノヘ</sup>ヘ行シテ吟<sup>ウタ</sup>塩土<sup>シホツチ</sup>ノ老翁<sup>オトコ</sup>ニアヒヌ翁ト来テ云ナンカユヘカウレヘ玉フヤ事ノアリサマヲタヘ玉フ翁云ナウレヘ玉ソトテ無<sup>レ</sup>目籠<sup>メカケ</sup>ヲ作テ尊ヲ中ニ入奉テ海ニ沉<sup>シヅム</sup>ヲノツカラ海神ノ宮ニ到給フ海神ユヘヲ問奉ル尊アリサマヲウタヘ玉フニ海神大小ノ魚共ヲ集メテセメトフ皆シラスト<sup>アカメ鯛アカメタイ也</sup>申赤女<sup>アカメ</sup>此比口ノ疾アリトテ不<sup>レ</sup>来ヨリテ是ヲ召テ其口ヲサクルニ果ノ失ヘル鈎ヲ得リ尊海神ノ女豊玉姫ノヲ后トシワタツミノ宮ニト、マリヌミ給尊三年ヲヘテカヘリマシマス海神潮満境潮<sup>ウミノシホ</sup>ノ濁境ヲ奉ル是ヲモチテ兄命ヲナヤマシテ困ノ主トナリ玉ヌカヘリ玉フ時豊玉ノ姫尊ニ申テ云我ハラメリ産コトヒサシカラシ出テ海浜<sup>ウミノヘ</sup>ニイタランワカタメニ産屋<sup>ウタ</sup>ヲ作テマチ玉ヘ以下同彼哥二首贈答

オキツ鳥カモツクシマ…

アカタマノヒカリハアリト…(掲出本2)

天ノ神の御孫とは孫にはあらずたゞ子孫と云心也彦火々出見尊の御事也天照太神より四代にあたるわたつみの御女とは豊玉姫の御事也此御多りにも哥有

彦火々出見尊  
おきつ鳥かもつく嶋に我いぬし妹は忘れしよのことくそある

あか玉の光はありと人はいへと君かよそひしたうとくそある

是はたゞ我朝に此道を用へき其為にいへる也(板本『両度聞書』)

これらをもつてすれば、掲出本2の講述者に擬すべき人としては宗祇が最も適しいと思われる。加えてもう一つ証拠をあげることが出来るようである。

肖柏の『古今和歌集古聞』が、宗祇説を網羅しようという意図のもとに編まれていることはほゞ誤りない。国会図書館所蔵本には、板本『両度聞書』に殆ど同文の真名序注を収め(内題「古今和歌集序聞書」その下に「以宗祇本写之」と)、その上それとは別に、その巻末に掲出本2の真名序注と、大略一致する漢字片仮名交り文をもつて記される教葉を附加しているのであるが、これはとりもなおさず、そこが宗祇に発することを意味すると考えてよからう。例え

初作詩賦 七言々志

天紙風筆尽雲龍  
山機、杼織葉錦(掲出本2)

初作詩賦 七言々志

天紙風筆尽雲龍山機杼織葉錦云々(『古聞』)

文琳ハ文屋康秀カ字／アサナトハヨヒ名也刑了中判事縫殿助也

(掲出本2)

文琳 文屋康秀之字也 刑部中判事縫殿助也 (『古聞』)

のような部分は殆ど全く同文、さらに掲出本2の前記引用と重なるところ(但し「大津皇子云々」は『古聞』になし)で、両者同趣旨の例として『古聞』からは

統万葉集 古今也

天神ノ御孫也  
天神之孫事 彦火々出見尊也日本紀云ヒコホ、ノテミノ尊ワタツ

ミノムスメ豊玉姫ヲメトシ給テ子ノウマントシ給時豊玉姫ノ給ハクヤツコ子ウム時ノナミマシソ尊シノフル事ナクシテ行テウカ、ヒノ給姫サカリニ子ウミ給時龍ニナリスハチテノノ給ハク我ニハチミセサラマシカハ海陸アヒカヨヒテノヘタ、リタユル

事ナカラマシステニハチミツイカニノシテカムツマシキ心ヲムスハムト云テ草ヲモテミコヲノツ、ミテ海ノホトリニヲキテ海ノミチヲトチノテサリストキニ尊ヨミ給ヘル歌 ノオキツ鳥カモツクシマニワカイネシイモハワスレシヨノコトクニ

ノカモツクトハ舟ツクト云心也イネシハ万ニハ卒宿ト書リ  
海童之女事豊玉姫也日本紀云トヨタマヒメノミノコトキラノシキ事ヲキ、テアハレト思テ又カヘノリテヤシナハント思ヘトヨカラシトオホシテ 弟ノ玉依姫ヲヤリテヤシナハセ給トキニ豊玉姫ノノミコト玉ヨリ姫ニヨセテヨミタマヘル報哥オキツノト

リノ哥ノ片哥也  
アカタマノヒカリハアリト人ハイヘトキミカヨソヒシノタフトクアリケリ

アカ玉ハ子也子ヲ玉喻ル也 イロトハ弟也日本紀ニハノ此贈答ニ



首八号ノ日挙歌トコノミコト人ト／成テヲハ玉依姫ヲ為妃ト此  
ミコハ神武／天<sup>地神五</sup>皇ノ父彦波<sup>彦</sup>倭武<sup>彥</sup>鸕<sup>鷁</sup>草<sup>葺</sup>不合尊也／此ミコウミ  
給ヲヤニウ羽ヲフケリ此ヨリ産所ヲウムヤト云也

などがあげられる。「天神之採事」は、同一説話の前半部が掲出本  
2に比較的より詳細に、一方その後半部がこちらにより詳しくかた  
られてゐるようである。同一資料による、同一人（宗祇）の、別の  
機会の講釈と考えられる。

『古今和歌集古聞』にはところ／＼に『六卷抄』の引用とみとめ  
られるところもある。これは宗祇からそれをかりうけるか、『六卷  
抄』にかくありといわれるかして書きこんだものであろう。つまり  
宗祇は当代の古注たる『六卷抄』を所持していたにちがひなく、初  
学向けの伊勢物語講釈と同じく古注に直接によつて時には古今集を  
講ずる場合があつたのではなからうか。『古聞』仮名序注に

おほさゝぎのみこと

六注声

とある「六注」は、『六卷抄』を意味する。また物名の部には声点  
を附すが、これも『六卷抄』に一致する。注文にも、『六卷抄』の  
みにみえる

けにこし 牽牛子也

などがある。

もつとも、斯道文庫の聞書は、ことに物名の部に於て『六卷抄』  
によりつゝ、『両度聞書』とは相当へだたつたかなり独自の内容を  
示している場合もある。これについては以下のように考えることが  
出来よう。この聞書が『両度聞書』とちがうのは、目指すところが  
どちらかといへば訓話注釈にあつて、内容の意義解明という面から

は殆ど検討がなされていない、つまり『両度聞書』に捨棄されてい  
る訓話注釈の方面に詳しく、反対に『両度聞書』に於て詳細に示さ  
れる内容のよみとときが、多く「義なし」なる一語のもとに殆ど全く  
顧みられることがない、というところである。第一項引用の、「キ  
チカウ」は『両度聞書』には

あさちかう野はなりにけり白露のをける草葉も色かはり行

漸草の色うつろひみゆる義也。下心、君臣の中にことのはしげ

く物をいひをきて君をも人もかすむれども、つゝにその色あ  
らはれぬるやうの風也。

の如くになっている。かく『両度聞書』に歌語についての考証的知  
識を注することの殆どないのは、伝授者・東常縁と、被伝授者・宗  
祇双方が、その必要なしとして省略しているのであると考える。常  
縁の所持していた『六卷抄』が、もっぱら訓話注釈に重きをおいた  
ものであることは、第一項引用の教例や、例えば

かみやかは 紙屋河也。北野社ノ西ナル川也。カヒ河ト云。此  
所、昔紙ヲスキケル歟。

などが示している。この歌（うばたまのわが黒髪やかはるらむか  
ゞみのかけにふれる白雪 貫之）について『両度聞書』は

あらは也。よくいひたてたる歌也。

と至極簡単であり、いわば感想にとどまつている。常縁はそういう  
方面は主には『六卷抄』に譲つて、それよりも重要とみとめた歌の  
意義解明、「きちかう」の例にある如く、「下の心」あるいは「裏の  
心」として示されるもの、に意を用いたのであろう。そこから逆に  
臆測するなら、斯道文庫の聞書に於て、この物名の部分が『両度聞  
書』と内容的にかなり異つて『六卷抄』に似、さらには次のような

『六卷抄』よりも詳しい部分があることは、これが和歌の初学を対象とする講釈であり、その古今修学の進捗に従つておもむろに明らかになれるであろう、もっと肝要な歌の「裏の心」「下の心」については一先言及を避けたものであるということがいえようかと思ふ。

アフヒカツラ 俊成哥イカナレハテル日ニムカフアソヒ草月ノ桂ノ枝ヲソフラン 他流ハ／葵葛トヨム也 当流ハ葵ト桂ト也俊成哥ヲ証ス賀茂祭ニニヲ用ル也

これなど『両度聞書』では「義なし」といへばもなく、『六卷抄』また「会日也」と簡単に注するのみである。

このように『両度聞書』と掲出本2・斯道文庫蔵『古今和歌集序等聞書』は、総合的にみれば似ているとしなくてはならないが、その目的とするところに若干のずれがあり、ことにそれが物名に於て、端的に頭わになつているといへよう。つまり掲出本2は、くりかえしていえばより啓蒙的と考えられる。このことはこの聞書の随処に見だし得る傾向であり、ことに「木説」「本文」について、あるいは証歌を引くことに於て、詳細というよりもむしろ執拗とすらいわなくてはならないように思えるところがある。仮名序、「あめつちをうごかし云々」の一段を注するに、能因の

天河ナハシロ水ニセキクタセアマクタリマス神ナラハ神を引くのは一般的だが、さらに定家の

チハヤル神ノ北野ニ跡タレテ後サヘカ、ル物ヲ思ハンをあげて、この歌が神慮をうごかし、式子内親王との虚名が晴れ、勅撰集撰集がゆるされたというのは屋上屋を架する感なきにもあらずである。しかしこういふ説話的要素は語り上手な講釈者による

ならば、定家という歌道に於ける歴史上の巨人にかゝわることであり、聴聞の時は興味深くまた説得的でもあつたらう。別に一例を加えるなら「たけきものゝふの心をなぐさむるは歌也」に注するのに、『太平記』(巻二)にとられて有名な、為明の歌徳説話等をもつてしてもいい。

貞治為明卿哥ニ思キヤ我敷嶋ノ道ナラテウキ世ノ事ヲトハルヘシトハ先代ノ時ノ関東ヘメントラレテ推問之時ニ此哥ヲヨミタレハ先代ユルシテ京ヘカヘス也モノフノタケキ心ヲノモナクサムル是也ヲナシクハ涙クモラテナカメハヤ今夜ノ月ノアリシニモ似ヌ瑞説カノ善忠ニメントラレテ中秋ニヨム也近キ人ナレトモ皆如此

こうしてみると『両度聞書』を手元において、しかも常縁からうけた『六卷抄』をも含む、古今集関係書を豊かに持った宗祇が、『両度聞書』はあまり表にたてず、『六卷抄』という、相対的には「うひまなび」向きの注釈に依拠し、聴手の興味をますく／＼喚起すべく説話的な要素も充分取り入れながら若年の聴聞者をおこなった講釈の筆録が、掲出、斯道文庫蔵の聞書であろうと考えるのが最も適切のように思われる。卷廿以下奥書まで『六卷抄』を貸し与えこれを写さしめるという無造作な態度をとっているのも、いまだ秘すべき『両度聞書』ではなかったからかとも思う。勿論、『両度聞書』に比すならば、『古今榮雅抄』『古今集延五記』『古今集私秘聞』などの差はやゝ大きいであろう。

これらを纏めて考えると掲出本2が宗祇の講述にかゝるものであるという推定は誤りなきものと思う。

四

次で筆録者の問題に移ろう。宗祇の古典学の有力な後継者といえ、肖柏・実隆の二人に指を屈すべきである。掲出本が実隆筆写なことをもってするならば、筆録者も実隆と考えるのが最も素直であるが、和歌抄物を借りて書写することはこの二人にあっては当然考えてよいのだし、文明六年、三十代前半の肖柏、さらに二十代後半の宗長を除き他の有力な宗祇門の人々は、この時の年齢からいっておそらく無理なので、また宗祇と「同宿して、数年」古今修学之道に「無執心。一紙のものもきかずしらすかし。」と前掲『宗長手記』にする宗長をも一旦除外して、宗祇講・肖柏筆録の蓋然性を一考しておく。これは実隆筆録ということに若干の不安を覚えるからである。『実隆公記』に宗祇の名が初めてみえるのは、下って文明九年二月二十日になるのである。

連歌抄物序 一条輝照

……及晚自内府有書状、宗祇法師所編集之竹林抄冬部可書写之由也、領状申了、と。

より一般的にいえることとして、実隆・肖柏に限らず、親しい間柄だった宗祇門下では、和歌抄物等を相互にみせあうことがあったのは資料的にあとづけられる。『実隆公記』に相当の記事があるが、また別に掲出本1・書陵部『古今集開書』は、その増補刪略の方針はいつも必ず統一的とはいえないものの、尚通書写系『両度開書』と同じ内容の本文を主にしして、肖柏の『古聞』を書き加えている。同様、一般に宗祇講・宗碩筆録といわれる『古今十口抄』も、似た成立事情が考えられる。奥書にそれ／＼みえるところの宗祇・宗碩

・肖柏らの名前から、『古聞』や『両度開書』、そして、宗祇講・宗碩自筆といわれる『古今和歌集開書』（慶応義塾図書館蔵）と『十口抄』を比べてみるならば、先づ自ら所持する宗祇開書を中心にすえ、『古聞』と『両度開書』（尚通系）をもって増補しまた小字で傍書したものであることがわかる。たゞし自筆本に仮名序・真名序の開書はないので、仮名序は尚通系の『両度開書』を大字で書き、『古聞』によって小字の傍書を加え、一方真名序は『古聞』をそのまま写したものである。祇注の最終的網羅を意図したのである。<sup>11)</sup>

こういう祇注の集成が宗祇門下のいくたりかの間で編まれるについては、一つには宗祇の講釈自体にその原因があったと考えられる。近衛尚通への古今伝授（明応六年十一月十九日開始）に同席したその父後法興院政家の日記によるなら宗祇の講釈の有様は

……従今日有古今講尺、宗祇談之、余并前関白兩人外不聴之、肖柏在此座、凡講尺様博覧之躰也、……

の如くであった。想像をたくましくするならば、それは勿論、常時参照する資料を傍においていたろうが、一字一句ノートを確認しながら慎重にすゝめられる講義ではなくして、空であちらこちらを引用しつゝ豊富的確な語彙を絢爛と駆使するといった、きわめて多彩な講釈であり、その基幹はうごかなくても細部に於ては、まだ成長しつつある多分に未定の表現だったのでないか。尚通・肖柏・宗碩の開書に看取できる如く、資料的に確かめられる限りでも、聴聞する相手によって講ずる内容にかなりの差異があり、時によってその語り口に相当のひらきがあったことがわかるのである。肖柏が由断なくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしてその開書に「所一見存分無相違尤以無比類者歟」の如く加証を与え

るといつても、原本と字句を逐一对照の上でのことではなくて、講義筆記の清書に一度目を通してこれが自分の講説に相違ないことを証するのであるらしい。従って、宗祇一個の中に存する、その古今集注釈にかゝる知識の総体を、できるだけ網羅しようとするには、自らの聞書のみでは足りず、門弟各々の所持するノートを詳細につき合わせる必要がある。こうして、実隆筆の書陵部藏『古今集聞書』や、一段と大規模には『十口抄』が相当繁雑な形態を有することになったのであろうと考える。

かく、門弟の中でその資格ありと相互にみとめあう場合には自らの聞書なりを融通することはあった。肖柏・実隆といえば、文明六年には既に親しく、後に最も有力な宗祇門下となるのだから、所掲の本のような、文明十三年の古今伝授以前の聞書の場合には簡単に貸し出されていてもよい筈であらう。

しかし、この蓋然性は認めがたいとしなくてはならない。なにによりこれに直接によつたとみられる増補が『古聞』にみいだされず、また第三項引用の『古聞』とこの聞書には、共通する真名序の注も、内容は似ていてもその語り口に於てすくなからざる差違があつた。掲出本2の方に部分的により詳しいところがあるとすれば、宗祇説を集めるのに熱心な肖柏が、そちらを『古聞』に包括せしめない筈はなからうと思われろ。

残るのは実隆一人ということになる。

周知の如く、宗祇から実隆への正式な古今伝授は、文明十九年四月十二日より始つている。『実隆公記』によれば、文明十七・十八年のあたりから宗祇・実隆の間に徐々に古今伝授のことが話題になりはじめ、殊に文明十八年七月一日の条には、宗祇が古今集に関し

て語つた内容が相当詳しくしるされている。

- 一 不立不断事……
- 一 貞応本……
- 一 為世卿与為兼卿六問答……
- 一 習古今時先以心操為本……
- 一 古今五重説事相尋之処……
- 一 清濁声等事……
- 一 とはに浪こす……

このうち最初の「不立不断事」の項は

……故藤常縁云、於不立不断事者吾家所知也、其謂□二条与冷泉不相別之以前、先祖素還法師受為家卿説、然者両□雖立義勢元祖之素意有所知云、所詮定家、為家等卿意両義□并用之歟、至孫子忽落偏歟之由愚推之由、祇法師説之、何篇富□不断之心猶甘心也<sup>二条</sup>之由同相談、<sup>義也</sup>と。

こゝにいくつか項をたててしるされることは、非常に啓蒙的、とは考えられない。このような話題を話し手が問題にでき、一方聴き手が聞き流さずに筆記しておくには、宗祇の談話の相手実隆が、古今集そのものと、二条冷泉両家の説の分かれ目についても一通りの知識の持主となつていなくてはなるまい。宗祇に限らず、いわゆる古今伝授は古今修学の最終段階として総合的全身的に与えられるのであり、既に高い和歌的教養を有しないことには受講がみとめられなかつた。そういう重々しいものと実隆自身認識していたことは、『実隆公記』の処々の記事からうかがうことが出来る。

同時にそれは若年から古今集や和歌抄物の類に親しみ、その道に

志浅からぬものがあつたことを想像せしめよう。事実、実隆二十歳の文明六年からはじまる『実隆公記』には、先ず同年正月十七日に……寂々終日和歌抄物書写了、……

同年八月十五日に

……今日古今為校合同南隣了、……

とあつてそのことを証明している。なおいくつかを加えるならば、文明七年六月十八日に

……今日又参御前、代々集物名歌等書写了、日付字進上若宮御方了、

同年七月三十日には

……古今和歌集可朱点之由有勅定、則加朱点、……

同年八月三日には

……古今御本朱点終功、加奥書進上了、

などの記事がさがし得る。実隆が能筆であつたことも与つてはいやうが、同時に二十歳そこ／＼の「うひまなび」とはいいながら、既にその学才が相当の段階に達してゐたであらうことを想像せざるを得ない。直接古今集にかゝわるものではないけれども、この時期多量の和歌集・典籍の類を書写し、他には梵網経講釈を聴聞、飛鳥井榮雅に和歌実作の指導を願うなどして、和漢・儒仏の古典学の全般的教養を旺盛に我がものとしつゝあつたことがうかゞわれる。従つて掲出本2に筆録されているような講釈は、むしろ聴いているのが当然とすら思われるのである。

後年宗祇と実隆はきわめて近い関係となり、交宜は文亀二年、宗祇の死まで続くが、文明六年に、二人に何かの交渉が生じたかどうか、残念ながら確認が出来ない。しかし宗祇は文明四年秋ごろ上

洛、連歌の会を通じて貴顕耆紳の間にその手並の程は知られ始めていたろうし、その席で古典、殊には古今・伊勢・源氏への造詣の深さも徐ろに明かになりつゝあつただろう。特に常縁流の古今伝授をうけていることがひそかな話題になつていても不思議はないように思う。二十歳の篤学な実隆が種玉庵主宗祇のもとへ古今集の講釈を聴聞に出かけるといふ、少々不安は残るがそういう場面を想定しても格別の不都合はないようである。

## 五

やゝ視野を拡げて俯瞰的にいうならば、先ず掲出の二資料は相互に補充しあつて、実隆に於ける古今学形成の実体のいくばくかをわれわれに提示し、肖柏・実隆・尚通ら宗祇門の、学的交流の一端をも明らかにしていると考えられる。そして書陵部蔵『古今集聞書』が注目されるのは、下つて北村季吟が『教端抄』できわめて大規模に試みた諸注の集成が、形態的に充分整理されず、全巻に及ばず、専ら祇注集成の範囲内にとゞまつてゐるにしろ、この時期実隆によつても明確に意図されていたことの確かな証しと考えられる点であろう。しかもその内容は、その基幹となる部分(『両度聞書』)に於ては、例えば密教教理を援用して最も極端な『古今和歌灌頂卷』のような牽強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の新注を生み出す源動力ともなつただろう、語義の穿鑿に止らない有機的総合的解釈を志向する趨勢のいわば初期的な様相を呈しながらも、さらにそれに、斯道文庫の聞書のような説話に富み訓詁注釈を当面の目的とした注を附加することによつて、前代をもなお播曳しているといえよう。

注

- 1 岩波文庫『宗長日記』p六七参照。
- 2 続群書類従完成会太平洋社版による。以下の引用も同じ。
- 3 下照姫・天稚彦の説話に出づ。
- 4 『図書寮典籍解題 続文学篇』p二二二参照。
- 5 実隆の出家は永正十三年(一五一六)四月十三日。しかし、堯空なる法号の初出は延徳三年(一四九一)という。芳賀幸四郎氏『三条西実隆』(吉川弘文館 人物叢書) p七九参照。
- 6 以下『両度聞書』の引用は特にことわらない場合はこれによる。(板本系『両度聞書』との関係について一案を有するが、こちらがおそらくは肖柏に発するものであろうとだけのべて今省略に従う。)片桐氏のいわれる如く、尚通系統の『両度聞書』が最も本来の面目を伝えるのである。たゞし、これには真名序注が含まれない。二条流に於て一般に真名序を重要視せず、『六卷抄』にも特別に別項を設け釈することがない。仮名序の注に容解せしめ一部を引くのみである。宗祇も同じく、さほど重要と思わず尚通には伝えなかつたのである。肖柏には本を貸し与えて写さしめている。『古聞』の真名序聞書の内題下に「以宗祇本写之」とある。
- 7 片桐氏前掲書参照。国会図書館本典書の引用がある。
- 8 たゞし、以下の引用だけをみると必ずしも『古聞』から全くそのまゝ引いたとばかり思えないふしもある。しかしその内容が他のいづれの聞書よりも『古聞』に酷似していることは確かである。国会図書館本『古聞』の該当箇所は  
遠き所も……如何なるへし 一段也千里の歩行も足下よりはしまり  
高山も微塵よりお／こる歌の道最初より次第に興盛のたとへ也／ちり  
は六塵也 一氣をうけて人身となる心あり／ちりいんちとよむへしと  
云々 ちりひちきゝよからむため也／  
凡きゝよきやうによむ  
を為註

六注

と。しかし掲出本1の、大字の部分が別々の聞書の集成であることは、例へば冒頭の一段行間に、尚通系統『両度聞書』にはない、『古聞』に一致する語句「草木人倫等を生出し給し」「二神陰陽之和を始として」を補入し、けれどもそれではうまく網羅することができないとみたのである。すぐその途中から行間補入の方針をあらため、ほゞそのままの形で並置する形式にしていることをもって明かされるように思われる。この方針のゆれば、どちらかの聞書(あるいはどちらも)が当人のものではなく、不慣れであつて、最初は行間補入ないし合成でうまくゆくと思つていたことに起因しているのではあるまいか。

9 少々長くなるが、引用しておく。合点の部分はほゞ『古聞』に一致。なお片仮名交りの小字注は、読みやすさのために平仮名交りの注文に大きさを合せた。(一)による補入・傍書は、同じく掲出本2・斯道文庫本聞書からのもの。

このうたあめつちのひらけはしまりける時よりいてきにけり  
以前にいへる其劫初の義にはあらす二神あひそめ給てよみ給へる時の哥の事也／其哥云あなうれしにへやうましをんなにあひぬあなうれしにへやう／ましおとこにあひぬ此三十六字言にいへる歌のはれ也しかはあれとゞは二神／の御哥あれとあまりに大道の時なれば下てるひめの哥をのせたり人の世に／ちかきゆへなりしたてるひめの事小注にみゆ此あめわかみこととは天の神也／此地にて子細ありて死す天の神なればしたてるひめこれを天へかへす時あち／すきたかひこねは下てる姫の兄也もろともに天へあかる時よめる哥也をか／たにうつるとは此あちすきたかひこねの神のかたちうるはしくして／ひかりかゝやくとはいたりてたかき物はくほき所へいたらすいたりてくほき／所の物はたかきにいたる事なきを此あちすきたかひこねの神のひかり／たかきにもいたりくほき所にもいたるをよかたにうつるとはいへりゑびす／うたとは夷曲とかけりの中哥といふ心也新古今序に華夷詠仁と云も／京あ中の心也あなかと云心は日神の天の宮こに対していへる也其歌云／あもなるやとたなはたのうなかせる玉のみすまるのあなたまはやみ／たにふたわたらすあち

すきたかひこね心はあきらかならず

一段也言にあらはるゝ哥のおこり也天地開闢二神の和よりはしまる事也

あまのうきはしのしたにて 一 天浮橋道の通する処をいへり 此古注

ニ説々あり 二 条家にはノ貫之注之と用る也貫之巨細を注してくはし

くいはんため也女の内侍ニあたへたと云、ノこれにつきて六義注

ニ山桜あくまで色をみつるかなの哥時代相違すと云説あり此ノ歌

平兼盛か哥也清慎公の家にてよめる也經古今ニみゆ古注は公任卿筆

云、ノ此事実なるにや但二条家のをしへは貫之を別て仰く故に公任

の書かと云ノ事を憚て貫之注すと用也為家卿明疑抄ニ貫之古注也山

桜兼盛云々ノ此分に由来なるへし此注を古注と号する事はよりさき

には古今注なかりしノ故なるや云々、又小注ともいへり

めかみをかみとなり給へることをいへるうたなり 二神はしめてよみ

ましますノ歌也 陰神<sup>アヒノコノミ</sup> 陽神<sup>アヒノカミ</sup> 可美少男<sup>カミコノヲ</sup> 焉 陽神先唱日意哉遇可<sup>アヒノカミノウタ</sup> 美少

女<sup>メノコ</sup> 焉日本紀

しかあれとも世につたはることはひさかたのあめにしてはしたてるひ

めにはしまりノおこりけると云まで一段也しかはあれと、ハ二神の御

哥はあれとも大道にして人のノ心にかたければ下てるひめの哥をの

せたる也したてるひめの哥あもなるやと織ノ女のうなかせる玉の

みすまるのあなたまはやみたにふたわたらすあちすきノたかひこね

日本紀 天にしてはと云て下照姫の哥を出す心は是よりさきに二神の

哥ノありといへとも大道にして其心おほつかなき故ニ神代の事なれ

はもすこしちかきをもてノ下照姫の哥を出す也

したてるひめとはあめわかみこのめなりせうとの神のかたちをかたに

と味ノ相高ヒコネと兄弟なればあめわかみこの喪の時天ニのほりて

の哥也味相ノのかたちをほめ給也天稚ノ下照ノ味相ノ皆素戔鳥

御孫大己貴尊御子也 そのノかたち丘谷ニうつりてかゝやく也丘谷

とは高下也みめのよき心也 えひす哥とは日神ノ天の宮に對すれ

は此界はえひすとよめる也天上にての哥なれとも地祇神なれば夷曲

と名つけたり

アメツチノヒラクルハ國常立尊ノ御時也天神七代ノ始也ヤマト哥ト

云ハ地神ノ始ト心得タルハイカニノ当流ノ心ハ自它未分ノ処ヲハヒ

ラケス心得タソヤマトウタト云ヲコノニテ二度云タ心得也ノ

他流不然哥ヲヨメハ天地鬼神ノ力カツヨクナレリ水ニ水カイレハ水

キワカソヒ火ニ火カイレハ<sup>ハ</sup>ノカ添也イマハ古注ノ古ハ小也今ハ何

トノ古ノ字ヲ書ソ当流ハ古注ヲハ不用サレトモ又談スル也ノアマ

ノ浮橋ハ空中ノ名也(イサナキイサナミノ哥ハアラウレシヤヤトメ

ニアヒスト云也シタテルヒメハ地神三代ノ比ナリ) アメワカミコハ

天照カラ日本へ勅使也田舎神ニアマノ浮橋へマイラヌ神テノアリシ

ムスメノシタテルヒメト云ニアメワカミコノ食着ノイタリ天ニテ見

レハ下界ノ岡谷ニ此神ノウツクシサカテリカヤキタリコノニテ

下照姫哥ヲヨミシヲエヒス哥ト云也味相高彦根尊ハ下ノ照姫ノ兄弟

也又ハ天稚ミコノ兄弟也セウトトハ男ノ兄弟ヲ云也天ヘモ婦ラスメ

アリシカ天照ノ箭ニアノタリテ死ス後ニ殯ヲ天ヘウツヌス時ニ下照姫

ノ兄弟ヲツレテノホレハ此弟ウツクシクテ岡谷ニテリカヤク也ノ

又ノ秘説ニハ上下ニテリカヤキテ(人ノ)ミヌ人ハナキ也(云義アリ)

地上界下界ワカレテハシタテルヒメノ哥ガ下界ノ始也天照ハ天ノ浮橋

テノミヨム也(久堅ハ堅固不壞ノ義也(エヒス哥ハイナカ哥也スサ

ノヲハソサトヨム也)天照トスサノオノミコト心中ノアシキ也四人

ノ兄弟アリ月神ヒルコソサノヲ等也(月神ハ無事也ヒルコハ三年足

手)タハス龍宮ヲツカサトルスサノヲハ男神也世ヲハカラントノ天

照ト中ワルシ 七度イサカフテ七度メニ天ヨリ征伐ス

出雲ノスカチノ里ニスミテ大社 後ニ懸望ノ和与ノ劍ヲ吞テ誓

- 也(安徳ノ時ノ沉シ)宝篋是也和ノスルヲ以テ天下太平也故ニ大ニ和スルト書テヤマト、諺也ゴ、ニテ八雲ノ哥ヲヨム也(タツイツモ八重カキ)(其後)卅一字(ヲヨムハ)嘉例ニナル也(專ハ長哥ヲヨムヘキト也三種神器ハ第二代ヨリ始レリ初代ノ哥ハアマリスナヲニテ今ノ下界ノ人ハシラス也)神代ノ哥ハ六ノ過ヲハナレタリ眼耳鼻等也此過ヲハナレタルホトニ心得カタキ也ソラミツヤマトノ国ト云ハ天ニテ見タルヤマトノ国也(此上古ニハ六義十躰ハナシ)洩季ニナリテ(ハ戒文ヲシライテハ叶フヘカラス故ニ)種々ニ哥ノ躰出来タリサレハ(今ハ古今ヲモシラス)古今ヨリモ万代ハシラレス万葉ヨリモ神代ノ歌ハシラレスモノ也是ニテ本ノ心ワキカタカリケラシト云フヲ知ヘシ
- 10 尚通筆録の開書を実隆が借りうけることは考えられる。『実隆公記』に、直接的な言及ではないが例えば
- ……宗祇法師来陽明前闍白古今集講尺、明後日五日可終功、一昏可進上之、執筆仁無之由相談之間、予染筆了、某躰、

古今集事

右以素蓮法師東中務丞平胤行、中院大納言為家卿弟子八代之孫下野守常縁相伝之説、奉授近衛前殿下訖、

明応七年二月五日釈宗祇判

- の如き記事があることは、宗祇を媒介としてこの二人に濃い学的交流の生じた蓋然性を考えさせる。文龜三年七月二六日の実隆邸における宗祇一廻追善五十首和歌に尚通は出詠してもいる。
- 11 『十口抄』成立論には今立入らない。稿を改めて考察すべきだが、鍵になるのは宗碩自筆の開書である。
- 12 続史料大成『後法興院記 三』による。この条は、横井金男氏『古今伝受の史的研究』に引用されている。なお小論はこの書のおかけを蒙るところが多い。

示(昭和四五年)の目録解題に於て平沢五郎教授が指摘されている。今回平沢先生の懇篤な御示教の下にその御説を稿者なりに敷衍する機会を与えていただいた。また数年来お教え願っている岩松研吉郎先生には原稿を御一読後種々御助言を賜った。併せ記して謝意を表すものである。

(追記) ここに問題とした斯道文庫の『古今和歌集序等開書』が宗祇講・実隆筆録であることは、はやく同文庫開設十周年記念展